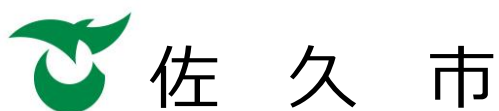


佐久市型情報公開（市民意見公募）

佐久市立地適正化計画 策定方針（案）

平成 28 年 2 月



目次

1	策定の目的	2
2	策定の背景	2
	(1) 立地適正化計画の概要	
	(2) 佐久市の現状と課題	
3	計画の期間	3
4	策定の基本的な考え	3
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 目指すべき都市構造	
5	策定にあたって検討を行う項目	5
	(1) 都市の現況とまちづくりにおける課題の把握	
	(2) 居住誘導区域の検討	
	(3) 都市機能誘導区域・誘導施設の検討	
	(4) 施策の検討	
	(5) 目標値の設定	
6	策定体制	6
	(1) 庁内	
	(2) 市民参画	
	(3) 都市計画審議会・市議会	
7	立地適正化計画策定のスケジュール	7

佐久市立地適正化計画策定方針（案）

1 策定の目的

全国的に人口減少・少子高齢化が進展する中、国は今後の都市が目指すべき方向である「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を推進するため、平成 26 年 5 月に都市再生特別措置法を改正し、コンパクトなまちづくりを支援する「立地適正化計画制度」を創設しました。

本市においても、今後さらなる少子高齢化の進展が予測されており、全ての市民が安心安全かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、持続可能な地域社会の実現を目指し、「立地適正化計画」を策定します。

2 策定の背景

(1) 立地適正化計画の概要

立地適正化計画とは、**市町村が都市全体の観点から策定する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン**です。

近年、急激な人口減少・少子高齢化の進展に加え、公共施設・都市インフラの老朽化や大規模災害への備えなど、まちづくりに求められる課題は多様化しています。こうした課題に対応するためには、「**多極ネットワーク型コンパクトシティ（医療・福祉・商業など日常生活に必要な機能が集まる拠点同士を、鉄道やバスなどの公共交通により連携した集約型の都市構造）**」の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

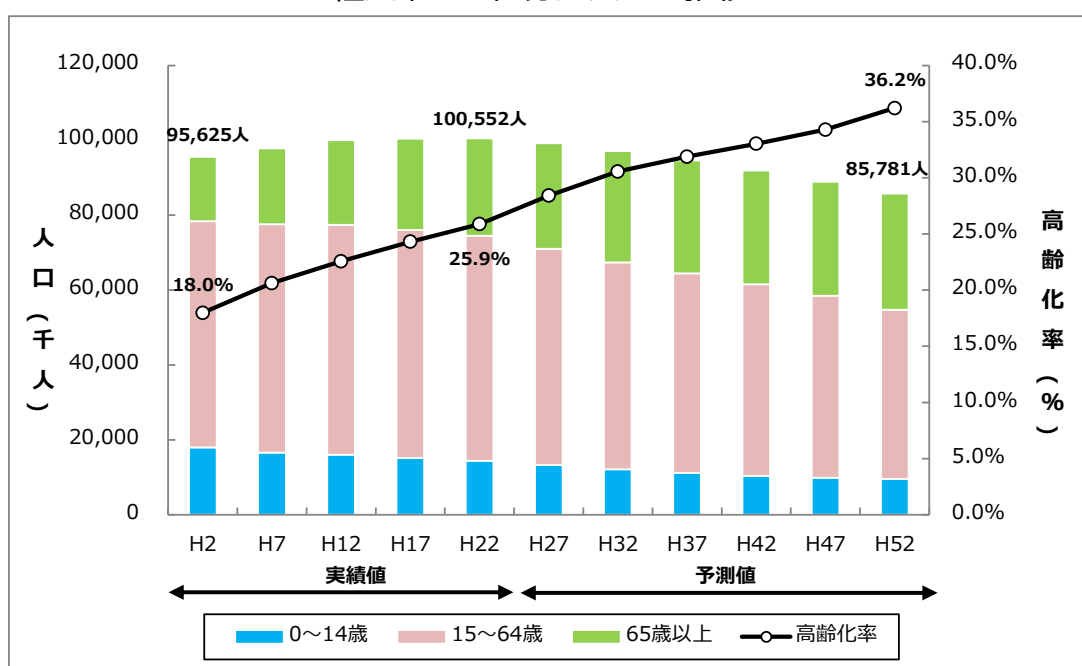
立地適正化計画は、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を推進するとともに、行政・市民・民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組み、持続可能な地域社会を形成していくための土台となるものです。

(2) 佐久市の現状と課題

本市は、県下 4 つの平のひとつである佐久平の中央に位置し、東西の中山道、南北の佐久甲州街道の街道筋を中心に発展を遂げてきました。平成 17 年の市町村合併を経て市域はさらに拡大し、広範囲に渡って市街地が形成されています。

しかし、近年は人口増加の動きが鈍化しており、今後、人口減少・高齢化の進展に伴い、市街地の低密下、公共交通や生活利便施設のサービス水準の低下などが進む恐れがあります。将来にわたって、日常生活に必要な生活サービス水準を確保し、地域の活力を維持していくためには、**従来の分散型の都市構造からコンパクトな集約型の都市構造への転換を図り、居住機能や都市機能の集約化について包括的に検討することが求められます。**

▼佐久市の3区分別人口の推移



資料：国立保障・社会人口問題研究所将来人口推計

3 計画の期間

概ね20年先の都市構造と市街地の姿を見据えた計画とします。

なお、本計画は定期的に達成状況进行评估し、状況に合わせて計画内容を不断に見直すなど、柔軟な計画として運用していきます。

4 策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「第一次佐久市総合計画後期基本計画」(平成24年3月)との整合を図るとともに、平成27年10月に策定した「佐久市人口ビジョン」および「佐久市

まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携を図りながら検討を進めます。

また、「佐久市都市計画マスタープラン」(平成 20 年 3 月、平成 22 年 11 月改定)で掲げられている都市構造をベースに、都市計画マスタープランの考え方を踏まえて検討を進めます。

(2) 目指すべき都市構造

国の掲げる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を基本として、自動車依存の軽減や身近なコミュニティの充実を図るとともに、地区それぞれの特性や多様なライフスタイルを反映した“佐久市版”コンパクトシティの実現を目指します。

本計画では、居住機能や生活利便機能の適切な配置を誘導するために、**用途地域内に都市機能誘導区域および居住誘導区域を定める**こととし、**用途地域外についても、旧町村の中心拠点など既存の生活拠点の現状を考慮しながら、当該エリアのあり方を検討**します。

●都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

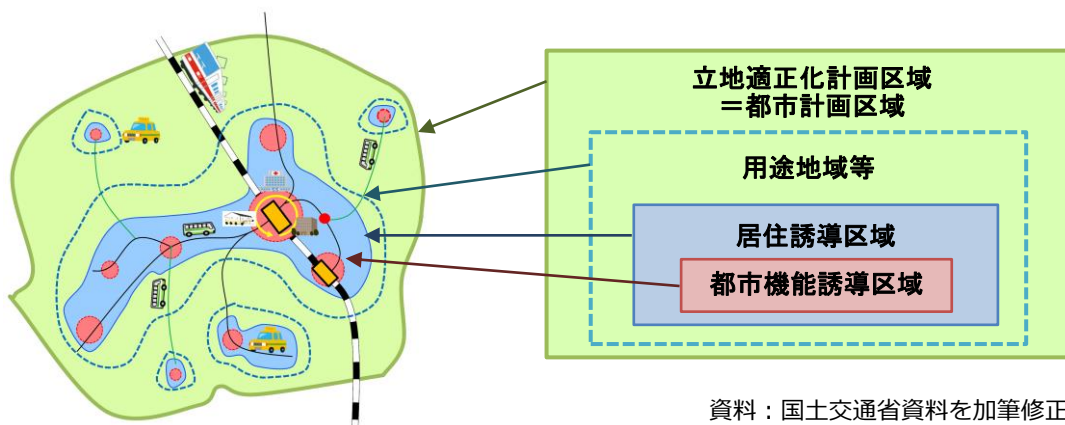
●誘導施設

誘導施設は、居住者の生活利便性の向上を図るために、重点的に誘導を図るべきと考えられる施設で、医療施設や社会福祉施設、子育て施設、文化施設、商業施設、行政施設などを定めることが考えられます。

●居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべきと考えられる区域です。

▼立地適正化計画における誘導区域のイメージ



5 策定にあたって検討を行う項目

計画の策定にあたっては、以下のような項目について検討・分析を行います。

(1) 都市の現状とまちづくりにおける課題の把握

類似都市との比較・評価や地区別の整理を行い、都市構造上の課題を把握するとともに、公共交通のサービス状況や医療・福祉・商業・子育て等生活サービス施設の分布状況など、都市の現状を整理します。また、地区別の将来人口の予測を行います。

(2) 居住誘導区域の検討

上記(1)の都市構造に関わる課題や人口の将来見通し等を踏まえて誘導の方針を検討し、居住誘導区域案を策定します。また用途地域外の地域についても、現状を考慮しながら既存のコミュニティの維持・拠点性の強化などについて検討します。

(3) 都市機能誘導区域・誘導施設の検討

都市計画マスタープランにおける拠点の考え方や、現状の都市機能の分布状況を踏まえて都市機能誘導区域案を策定するとともに、重点的に誘導を図るべきと考えられる誘導施設を選定します。

(4) 施策の検討

誘導施策について、国・県等の制度や市の空き家バンク等、既存制度活用の方針を整理するとともに、必要に応じて新たな施策の検討を行います。また、誘導区域設定の考え方、「佐久市地域公共交通網形成計画」等の内容を踏まえて、立地適正化を実現するためのバス等公共交通の方針について検討します。

(5) 目標値の設定

計画の遂行により、実現しようとする定量的な目標値（例：居住誘導区域内の人口比率など）を検討します。

6 策定体制

(1) 庁内

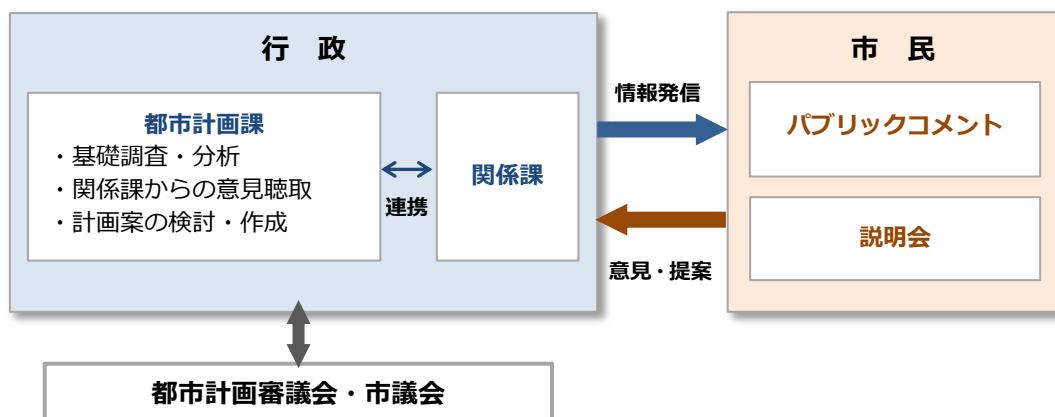
都市計画課を中心として策定作業を進めます。建設部門以外の関係各課へのヒアリングや庁内検討会などを実施し、幅広い分野と連携して具体の検討を進めます。

(2) 市民参画

立地適正化計画の策定にあたっては、市民のみなさまの参画機会の設定および意見把握に努めます。

(3) 都市計画審議会・市議会

計画案は、都市計画審議会および市議会にて説明・報告を行います。



7 立地適正化計画のスケジュール・流れ

本計画策定期間は、平成 27 年度および 28 年度の 2 か年度を予定しています。

